

協議事項ア 資料

令和 7 年 5 月 2 6 日

(名称) 焼津市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 事業の目的

本市では、令和 6 年度に「焼津市地域公共交通計画」を策定し、本市における公共交通の目指すべき役割を明確化し、将来のまちづくりと連携した望ましい公共交通ネットワークのあり方をまとめた。

本事業は、「焼津市地域公共交通計画」に基づき、市内大井川地区を運行する自主運行バス路線について、幹線に対する支線として機能させ、一体的な公共交通ネットワークを構築し、地域住民の生活交通を確保することを目的とする。

(2) 事業の必要性

・「大井川焼津線」は、地域住民の日常的な通院や買い物における交通手段と、J R 焼津駅への移動ニーズが高い大井川東部地域における J R 東海道線への乗継の交通手段として、また、市外から大井川地域を訪れる方への J R 焼津駅から乗継なしで大井川地域への交通手段を確保するものである。

・「大井川地区デマンドタクシー」は、地域住民の日常的な通院や買い物における移動手段として、大井川地区全域の 96 箇所の停留所を自由に行き来が可能で、地域間幹線との乗継による地区外への移動も考慮した、大井川地区内外への交通手段を確保するものである。

・これらの移動需要に対応するため、サービス水準と公的負担のバランスを踏まえ、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークとして、移動手段の確保・維持を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

大井川焼津線

【収支率】

目標：8.9%

【バス停留所年間乗降者数】

目標：大井川焼津線（焼津駅前、焼津市立病院前、大井川庁舎） 乗降者数 14,000 人

大井川地区デマンドタクシー

【年間利用人数】

目標：3,550 人以上

【デマンドタクシー利用促進イベント実施回数】

目標：10 回以上

(2) 事業の効果

① 大井川東部地域から市立総合病院及び大型商業施設への移動手段が確保されている。

大井川焼津線の運行により、日常生活で必要な通院や買い物が可能な主要施設への交通手段が確保されている。

② J R 焼津駅への移動手段が確保されている（大井川焼津線）

大井川焼津線の運行により、「大井川東部地域から J R 焼津駅への移動手段」が確保され、焼津地区への移動や、J R 東海道線を活用した広域的な移動が可能となっている。

③ 大井川地区内の移動手段が確保されている（大井川地区デマンドタクシー）

大井川地区デマンドタクシーはバスよりも乗降場所が充実し、ダイヤも 1 時間に 1 本確保しており、地区内を自由に行き来する移動手段が確保されている。

④ 市立総合病院及鉄道駅への移動手段が確保されている（大井川地区デマンドタクシー）

ダイヤは乗継を考慮しており、結節点から地域間幹線等のバスにより、地区外の市立総合病院や鉄道駅への移動手段が確保されている。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線図、時刻表の公共施設等への配置（焼津市）
- ・市内転入者への路線図、時刻表の配布（焼津市）
- ・バス停別時刻表の作成及び沿線施設への掲示協力の依頼（焼津市）
- ・自主運行バスを利用した史跡巡りの実施（焼津市）
- ・その他自主運行バスを含むバス路線の利用方法の周知及び啓発事業（焼津市）
- ・地域の会合に参加し、デマンドタクシーの乗り方講座を開催（焼津市）
- ・デマンドタクシーを利用した食事会などの体験乗車会を実施（焼津市）
- ・地区別のデマンドタクシー乗降場所及び時刻表の作成と掲示協力の依頼（焼津市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

① 運行系統の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付
表 1 の他、路線図、時刻表を添付

・大井川焼津線

大井川庁舎～焼津市立総合病院～J R 焼津駅を結ぶ路線

※焼津市立総合病院にて五十海大住線（補助対象地域間幹線系統）に接続

・運行開始 平成 24 年 4 月 1 日

・大井川地区デマンドタクシー

大井川地区内を運行区域とする予約型乗合タクシー

※清流館高校にて藤枝吉永線及び藤枝相良線（補助対象地域間幹線系統）に接続

・運行開始 令和 6 年 4 月 1 日

② 運行事業者の決定方法

入札により、運行事業者を決定

なお、令和 8 年 4 月からの運行予定事業者は、入札により運行事業者を決定

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大井川焼津線及び大井川地区デマンドタクシーについて、焼津市が運行事業者に委託料を支払い費用の負担者となる
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
地区の代表者で組織した大井川分科会で協議した後に、焼津市地域公共交通会議において評価検証し、目標が達成できていない場合は、その要因を分析し、改善策を検討する。測定方法については、焼津市地域公共交通計画における6つの成果指標【利用者数（全体・結節点・デマンドタクシー）、バス収支率、地域の検討組織数、利用促進イベント実施回数】の目標値に対する達成度で行う
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
【令和4年度】 - 令和4年5月23日 令和5年度生活交通確保維持改善計画の協議及び合意 - 令和5年1月16日 令和4年度事業評価と今後の改善策について協議 【令和5年度】 - 令和5年5月25日 令和6年度生活交通確保維持改善計画の協議及び合意 - 令和5年10月20日 大井川地区デマンドタクシーの本格運行についての協議及び合意 - 令和6年3月26日 令和6年度地域公共交通計画策定について協議及び合意 【令和6年度】 - 令和6年5月27日 令和6年度地域公共交通計画策定の修正案を協議及び承認 令和7年度生活交通確保維持改善計画の協議 - 令和6年8月23日 大井川地区デマンドタクシーの運行改善策について協議 - 令和7年1月30日 令和6年度事業評価と今後の改善策について協議	
19. 利用者等の意見の反映状況	
本計画の協議を行う焼津市地域公共交通会議には、自治会連合会、さわやかクラブやいづ連合会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の代表が参加している。また、大井川地区の地域に携わる委員で構成した大井川分科会による協議や、住民へのアンケート調査、バス利用者への直接の聞き取りなどを実施しており、利用者の意見は反映されている。 (1) 【市民アンケート調査】 - 実施時期：平成29年8月 - 調査方法：郵送配布／郵送回収 - 配布：4,000世帯 - 回収：1,209世帯（回収率：30.2%） - 対象地域：焼津市内全域 (2) 【大井川地区アンケート調査】 - 実施時期：令和2年9月 - 調査方法：郵送配布／郵送回収 - 配布：1,500世帯 - 回収：522世帯（回収率：34.8%） - 対象地域：大井川地区	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

(所 属) 焼津市建設部道路課

(氏 名) 杉村 達哉

(電 話) 054-626-2166

(e-mail) douro@city.yaizu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

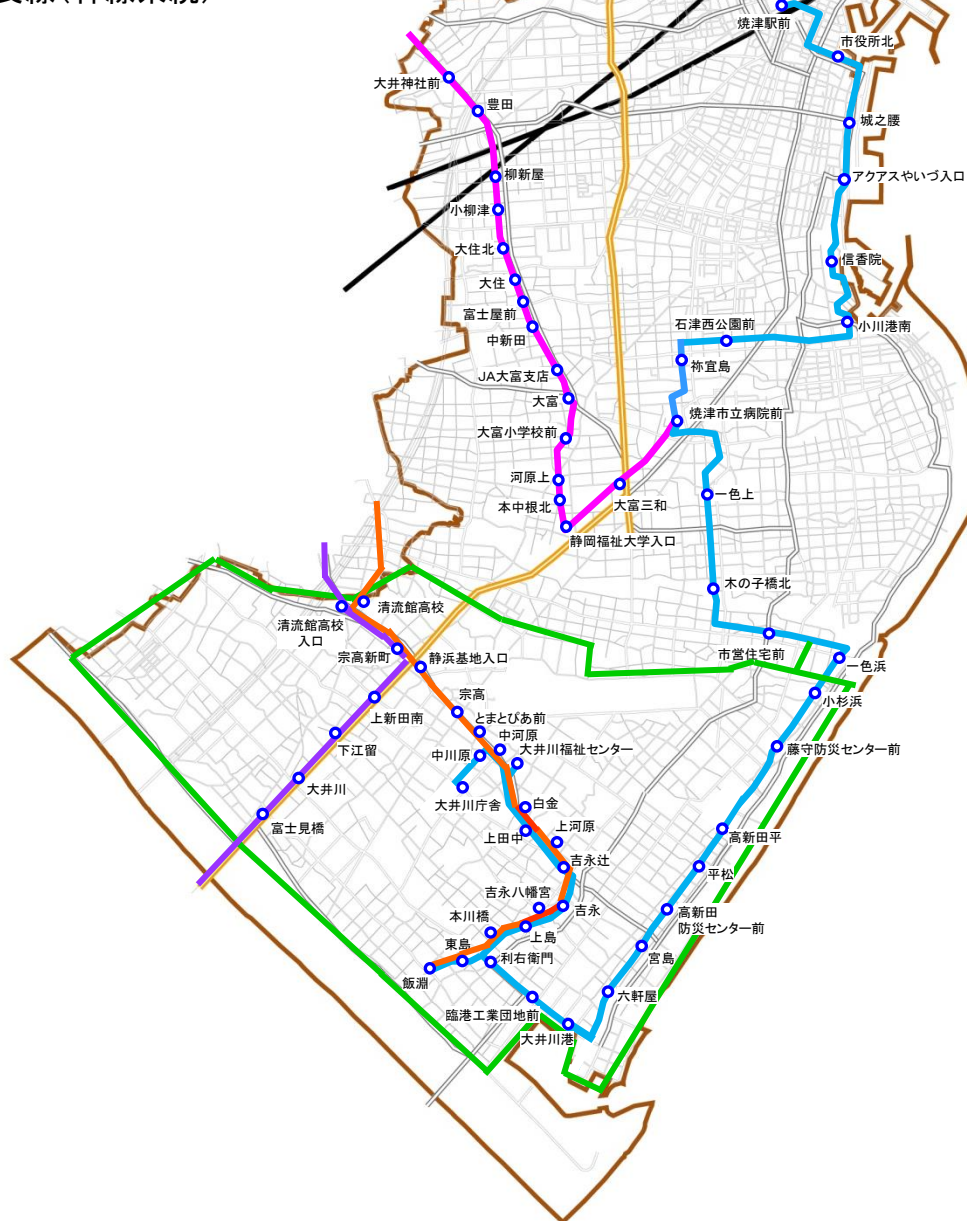
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

令和8年度 路線図



- 大井川焼津線
- 五十海大住線（幹線系統）
- 大井川地区デマンドタクシー
- 藤枝吉永線（幹線系統）
- 藤枝相良線（幹線系統）



大井川焼津線時刻表（焼津駅行き）

R8

		平日						土曜・日曜・祝日			
申請番号		(1)	—	(1)	(1)	—	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
車椅子乗降	バス停留所	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
○	大井川庁舎	7:00	9:23	11:14	13:10	15:39	17:30	7:59	10:33	13:10	15:53
○	中川原	7:02	9:25	11:16	13:12	15:41	17:32	8:01	10:35	13:12	15:55
○	大井川福祉センター	7:03	9:26	11:17	13:13	15:42	17:33	8:02	10:36	13:13	15:56
○	上田中	7:04	9:27	11:18	13:14	15:43	17:34	8:03	10:37	13:14	15:57
○	吉永辻	7:05	9:28	11:19	13:15	15:44	17:35	8:04	10:38	13:15	15:58
	吉永	7:06	9:29	11:20	13:16	15:45	17:36	8:05	10:39	13:16	15:59
	上島	7:07	9:30	11:21	13:17	15:46	17:37	8:06	10:40	13:17	16:00
○	飯淵	7:09	9:32	11:23	13:19	15:48	17:39	8:08	10:42	13:19	16:02
	東島	7:10	9:33	11:24	13:20	15:49	17:40	8:09	10:43	13:20	16:03
○	利右衛門	7:11	9:34	11:25	13:21	15:50	17:41	8:10	10:44	13:21	16:04
	臨港工業団地前	7:13	9:36	11:27	13:23	15:52	17:43	8:12	10:46	13:23	16:06
○	大井川港	7:14	9:37	11:28	13:24	15:53	17:44	8:13	10:47	13:24	16:07
○	六軒屋	7:16	9:39	11:30	13:26	15:55	17:46	8:15	10:49	13:26	16:09
○	宮島	7:18	9:41	11:32	13:28	15:57	17:48	8:17	10:51	13:28	16:11
○	高新田防災センター前	7:20	9:43	11:34	13:30	15:59	17:50	8:19	10:53	13:30	16:13
	平松	7:21	9:44	11:35	13:31	16:00	17:51	8:20	10:54	13:31	16:14
	高新田平	7:22	9:45	11:36	13:32	16:01	17:52	8:21	10:55	13:32	16:15
○	藤守防災センター前	7:24	9:47	11:38	13:34	16:03	17:54	8:23	10:57	13:34	16:17
	小杉浜	7:25	9:48	11:39	13:35	16:04	17:55	8:24	10:58	13:35	16:18
	一色浜	7:26	9:49	11:40	13:36	16:05	17:56	8:25	10:59	13:36	16:19
○	市営住宅前	7:28	9:51	11:42	13:38	16:07	17:58	8:27	11:01	13:38	16:21
	木の子橋北	7:30	9:53	11:44	13:40	16:09	18:00	8:29	11:03	13:40	16:23
	一色上	7:32	9:55	11:46	13:42	16:11	18:02	8:31	11:05	13:42	16:25
○	焼津市立病院前	7:37	10:00	11:51	13:47	16:16	18:07	8:36	11:10	13:47	16:30
○	祢宜島	7:39		11:53	13:49		18:09	8:38	11:12	13:49	16:32
	石津西公園前	7:41		11:55	13:51		18:11	8:40	11:14	13:51	16:34
	小川港南	7:45		11:59	13:55		18:15	8:44	11:18	13:55	16:38
	信香院	7:46		12:00	13:56		18:16	8:45	11:19	13:56	16:39
	アクアスやいづ入口	7:49		12:03	13:59		18:19	8:48	11:22	13:59	16:42
	城之腰	7:51		12:05	14:01		18:21	8:50	11:24	14:01	16:44
○	市役所北	7:53		12:07	14:03		18:23	8:52	11:26	14:03	16:46
○	焼津駅前	7:58		12:12	14:08		18:28	8:57	11:31	14:08	16:51
キロ程		20.4Km	14.0Km	20.4Km	20.4Km	14.0Km	20.4Km	20.4Km	20.4Km	20.4Km	20.4Km

※ 運休日：12月29日～1月3日 8月13日～8月15日は土曜・日曜・祝日ダイヤでの運行となります。

※ 車椅子の乗車可能なバス停は、バス停名の左側に○マークで表示してあります。

大井川焼津線時刻表（大井川庁舎行き）

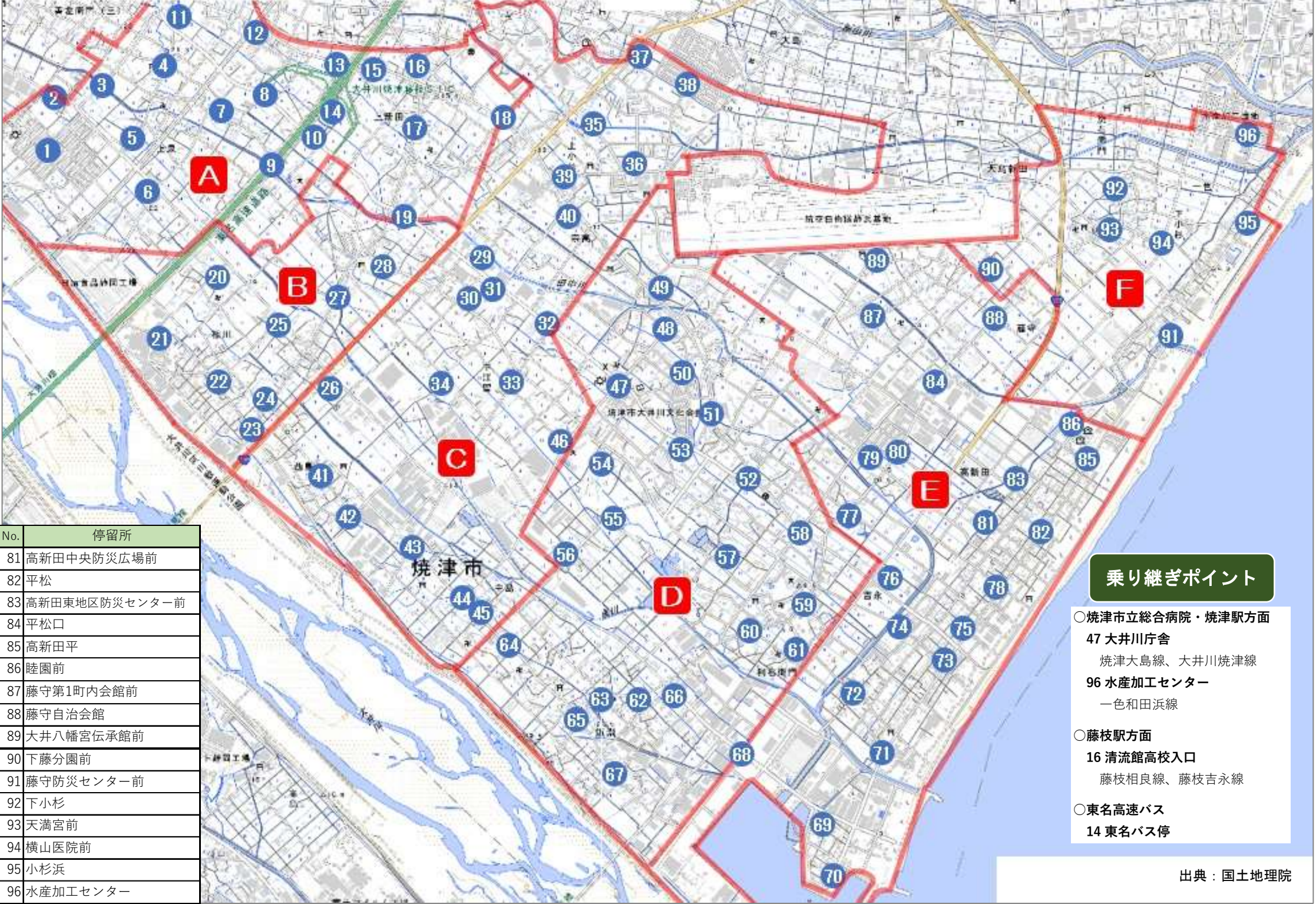
R8

申請番号		(2)	—	(2)	(2)	—	(2)	土曜・日曜・祝日			
車椅子乗降	バス停留所	1	2	3	4	5	6	(2)	(2)	(2)	(2)
○	焼津駅前	8:11		12:00	14:27		18:41	9:20	12:00	14:40	17:30
○	市役所北	8:14		12:03	14:30		18:44	9:23	12:03	14:43	17:33
	城之腰	8:16		12:05	14:32		18:46	9:25	12:05	14:45	17:35
	アクアスやいづ入口	8:17		12:06	14:33		18:47	9:26	12:06	14:46	17:36
	信香院	8:19		12:08	14:35		18:49	9:28	12:08	14:48	17:38
	小川港南	8:21		12:10	14:37		18:51	9:30	12:10	14:50	17:40
	石津西公園前	8:24		12:13	14:40		18:54	9:33	12:13	14:53	17:43
○	祢宜島	8:26		12:15	14:42		18:56	9:35	12:15	14:55	17:45
○	焼津市立病院前	8:28	10:19	12:17	14:44	16:35	18:58	9:37	12:17	14:57	17:47
	一色上	8:32	10:23	12:21	14:48	16:39	19:02	9:41	12:21	15:01	17:51
	木の子橋北	8:34	10:25	12:23	14:50	16:41	19:04	9:43	12:23	15:03	17:53
○	市営住宅前	8:36	10:27	12:25	14:52	16:43	19:06	9:45	12:25	15:05	17:55
○	一色浜	8:38	10:29	12:27	14:54	16:45	19:08	9:47	12:27	15:07	17:57
○	小杉浜	8:39	10:30	12:28	14:55	16:46	19:09	9:48	12:28	15:08	17:58
○	藤守防災センター前	8:40	10:31	12:29	14:56	16:47	19:10	9:49	12:29	15:09	17:59
○	高新田平	8:42	10:33	12:31	14:58	16:49	19:12	9:51	12:31	15:11	18:01
○	平松	8:43	10:34	12:32	14:59	16:50	19:13	9:52	12:32	15:12	18:02
○	高新田防災センター前	8:44	10:35	12:33	15:00	16:51	19:14	9:53	12:33	15:13	18:03
○	宮島	8:45	10:36	12:34	15:01	16:52	19:15	9:54	12:34	15:14	18:04
○	六軒屋	8:46	10:37	12:35	15:02	16:53	19:16	9:55	12:35	15:15	18:05
○	大井川港	8:48	10:39	12:37	15:04	16:55	19:18	9:57	12:37	15:17	18:07
	臨港工業団地前	8:49	10:40	12:38	15:05	16:56	19:19	9:58	12:38	15:18	18:08
○	利右衛門	8:50	10:41	12:39	15:06	16:57	19:20	9:59	12:39	15:19	18:09
	東島	8:51	10:42	12:40	15:07	16:58	19:21	10:00	12:40	15:20	18:10
○	飯淵	8:53	10:44	12:42	15:09	17:00	19:23	10:02	12:42	15:22	18:12
	上島	8:55	10:46	12:44	15:11	17:02	19:25	10:04	12:44	15:24	18:14
	吉永	8:56	10:47	12:45	15:12	17:03	19:26	10:05	12:45	15:25	18:15
○	吉永辻	8:57	10:48	12:46	15:13	17:04	19:27	10:06	12:46	15:26	18:16
	上田中	8:58	10:49	12:47	15:14	17:05	19:28	10:07	12:47	15:27	18:17
○	大井川福祉センター	8:59	10:50	12:48	15:15	17:06	19:29	10:08	12:48	15:28	18:18
○	中川原	9:01	10:52	12:50	15:17	17:08	19:31	10:10	12:50	15:30	18:20
○	大井川庁舎	9:04	10:55	12:53	15:20	17:11	19:34	10:13	12:53	15:33	18:21
キロ程		20.6Km	14.2Km	20.6Km	20.6Km	14.2Km	20.6Km	20.6Km	20.6Km	20.6Km	20.6Km

※ 運休日:12月29日～1月3日 8月13日～8月15日は土曜・日曜・祝日ダイヤでの運行となります。

※ 車椅子の乗車可能なバス停は、バス停名の左側に○マークで表示してあります。

地区	No.	停留所	地区	No.	停留所
A	1	つつじ平団地	C	41	西島自治会館前
	2	平井医院		42	西島
	3	上泉上		43	大井川体育館
	4	上泉第1町内会公会堂前		44	中島
	5	上泉公園前		45	中島公会堂前
	6	上泉		46	中学校前
	7	上泉自治会館前	D	47	大井川庁舎
	8	スマートインター上り入口前		48	中川原
	9	西小北ガード下		49	大井川郵便局前
	10	西小入口		50	岩田クリニック前
	11	上新田北		51	大井川福祉センター
	12	上新田中		52	上田中
	13	東名入口		53	秀英予備校大井川校
	14	東名バス停		54	大井川保育園
	15	子安神社前		55	大井川防災広場前
B	16	清流館高校入口		56	吉永電業
	17	桜井医院前		57	大井川南幼稚園
	18	かしはる前		58	吉永辻
	19	上新田西		59	吉永
	20	寺島		60	上島
	21	相川上		61	吉田医院前
	22	相川		62	東島
	23	富士見橋		63	飯淵公会堂前
C	24	魚金前		64	飯淵お不動さん前
	25	相川自治会館前		65	飯淵
	26	たきいクリニック		66	利右衛門
	27	大井川事務機前		67	飯淵第2町内会集会場前
	28	下江留第1町内会館前	E	68	臨港工業団地前
C	29	おおいがわ薬局前		69	港が見える丘防災広場前
	30	DCM大井川店前		70	港湾会館前
	31	グランリバー南		71	六軒屋
	32	下江留中		72	お灯明前
	33	下江留第3町内会公会堂前		73	宮島
	34	下江留ふれあい公園前	F	74	吉永第2公会堂前
	35	上小杉		75	エソラコーヒー
	36	上小杉児童公園		76	ミニストップ大井川吉永店
	37	大久保医院前		77	高新田
	38	上小杉団地公園前		78	高新田防災センター
	39	まんさいかん前		79	KOマート大井川店
	40	大井川ホンダ前		80	鶴巻団地



時刻表：つつじ平団地発 水産加工センター行き ★印＝土曜日運行あり

	A	B	C	大井川庁舎	D	E	F
停留所No.	1～18	19～28	29～46	47	48～67	68～89	90～96
1便★	7:30～ 7:40	7:40～ 7:50	7:50～ 7:55	7:55	8:00～ 8:10	8:10～ 8:20	8:20～ 8:30
2便	8:30～ 8:40	8:40～ 8:50	8:50～ 8:55	8:55	9:00～ 9:10	9:10～ 9:20	9:20～ 9:30
3便★	9:30～ 9:40	9:40～ 9:50	9:50～ 9:55	9:55	10:00～10:10	10:10～10:20	10:20～10:30
4便	10:30～10:40	10:40～10:50	10:50～10:55	10:55	11:00～11:10	11:10～11:20	11:20～11:30
5便★	11:30～11:40	11:40～11:50	11:50～11:55	11:55	12:00～12:10	12:10～12:20	12:20～12:30
6便	13:30～13:40	13:40～13:50	13:50～13:55	13:55	14:00～14:10	14:10～14:20	14:20～14:30
7便★	14:30～14:40	14:40～14:50	14:50～14:55	14:55	15:00～15:10	15:10～15:20	15:20～15:30
8便	15:30～15:40	15:40～15:50	15:50～15:55	15:55	16:00～16:10	16:10～16:20	16:20～16:30
9便★	16:30～16:40	16:40～16:50	16:50～16:55	16:55	17:00～17:10	17:10～17:20	17:20～17:30

時刻表：水産加工センター発 つつじ平団地行き ★印＝土曜日運行あり

	F	E	D	大井川庁舎	C	B	A
停留所No.	90～96	68～89	48～67	47	29～46	19～28	1～18
1便	7:30～ 7:40	7:40～ 7:50	7:50～ 7:55	7:55	8:00～ 8:10	8:10～ 8:20	8:20～ 8:30
2便★	8:30～ 8:40	8:40～ 8:50	8:50～ 8:55	8:55	9:00～ 9:10	9:10～ 9:20	9:20～ 9:30
3便	9:30～ 9:40	9:40～ 9:50	9:50～ 9:55	9:55	10:00～10:10	10:10～10:20	10:20～10:30
4便★	10:30～10:40	10:40～10:50	10:50～10:55	10:55	11:00～11:10	11:10～11:20	11:20～11:30
5便	11:30～11:40	11:40～11:50	11:50～11:55	11:55	12:00～12:10	12:10～12:20	12:20～12:30
6便★	13:30～13:40	13:40～13:50	13:50～13:55	13:55	14:00～14:10	14:10～14:20	14:20～14:30
7便	14:30～14:40	14:40～14:50	14:50～14:55	14:55	15:00～15:10	15:10～15:20	15:20～15:30
8便★	15:30～15:40	15:40～15:50	15:50～15:55	15:55	16:00～16:10	16:10～16:20	16:20～16:30
9便	16:30～16:40	16:40～16:50	16:50～16:55	16:55	17:00～17:10	17:10～17:20	17:20～17:30

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
焼津市	しずてつジャストライン株式会社	(1) 大井川焼津線①	大井川 庁舎	焼津市 立病院 前	焼津 駅前	往20.6km 復 km	359日	718回			路線定期運行	①	五十海大住線焼津 市立病院前バス停 にて接続	③
	しずてつジャストライン株式会社	(2) 大井川焼津線②	焼津 駅前	焼津市立 病院前	大井川 庁舎	往 km 復20.6km	359日	718回			路線定期運行	①	五十海大住線焼津 市立病院前バス停 にて接続	③
	(有)小泉タクシー	(3) 大井川地区デマンドタクシー	大井川地区			往 km 復 km	295日	4,842			区域運行	①	藤枝吉永線清流館高校バ ス停、藤枝相良線清流館 高校入ロバス停で接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	焼津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	57,470
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
焼津市地域公共交通計画	令和6年6月27 日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表 5 添付地図

赤色部分以外が、人口集中地区以外の地区



出典：地理院地図